

スポーツ事故における傷害補償制度の国際比較研究 (4/4)

——アマチュアリズムと「危険の引き受け」——

内 海 和 雄*

1. スポーツと「危険の引き受け」

スポーツ傷害補償裁判に於ける原因究明に関して「危険の引き受け」という考え方がある。これは、「被害者は自らの同意した危険から生じた被害について賠償を求めることはできない」とするラテン法源の「同意あれば被害なし (Volenti non fit injuria)」¹⁾に由来する。被災者自身が事前に危険を承認した上で参加したのであれば、傷害は被災者自身の責任であり、他者に賠償を請求することはできないとする個人責任論である。

スポーツに関連する裁判（以降、スポーツ裁判）で最初に「危険の引き受け」が採用されたのは、アメリカのプロ野球でファールボールが当たって負傷した観客が、球団に賠償請求した事案である。しかし観客は「危険の引き受け」をもって球場に来ているのだから、ファールボールで負傷しても球団への賠償責任は生じないという1913年のクレイン事件が先鞭と言われている²⁾。イギリスでは1931年、レーシングカーが暴走し観客が被災した。裁判では同じく「危険の引き受け」で主催側が無罪となったものが最初である³⁾。また1951年、アイス・ホッケー観戦中にアリーナから飛来したパックが少年の左眼に当たり、視野障害を起し、競技場を訴えたが、「危険の引き受け」によって原告（被災者）の提訴は棄却された。このように、最初もっぱら観客と球場側との係争が主であった。

しかし1985年に最初の選手同士の傷害の補償、裁判 (Condon v Basi) が生じた⁴⁾。日本でも最近「危険の引き受け」が明確に認められたのは、ダートトライアル事件⁵⁾である。初心者が車両の練習走行中に防護柵に激突して、助手席で指導していた被災者（経験者）を死亡させた事案である。被災者は行為者の技量の程度を認識していたのでこうした事故の可能性も想定内に考えられ、「社会的相当性の範囲」、「危険の引き受け」が認められた。

2. 労災補償と「危険の引き受け」の歴史

次いで、「危険の引き受け」の歴史的経緯について検討する。それは近代の労働災害補償に端を発している。近代の労働者は契約により生産現場において奴隷的従属を強いられた⁶⁾。資本家（雇用者）は費用の掛かる安全対策をしつかりと行わず、それでも仕事の欲しい労働者はその危険を承知の上で従事せざるをえなかった。資本主義はその基盤である生産の場において、「分業と協業」を発展させマニュファクチュア（工場制手工業）から産業革命（工場制機械工業）へ発展させた。産業革命における機械化と生産組織の拡大と複雑化、スピード化は以前には無い諸種の労働災害を頻発させた。さらに労働条件や安全管理の悪さがそれに拍車をかけた。エンクロージャーで農村からの追い出され、都市に職を求めにきた過剰な労働者たち（産業予備軍）は、過剰故に自分たちの立場を弱め、雇用主にあまり強いことを要求できなかった。工場制手工業時代には未だ前時代の徒弟的、身分

* 広島経済大学名誉教授

的人間関係が残存していたが、工場制機械工業の下ではそうした習慣的關係も崩れ、近代的な労使關係に委ねざるを得なくなった。労働者は増加する労働災害を次第に労働運動や裁判など法律的争議を通して解決するようになった。

コモンロー（習慣法）の初期においてはこの「危険の引き受け」は雇い主に有利なものとして活用されてきたが、その法理が英米法に初めて登場したのは1799年の「クルーデン v フェンタム裁判（Cruden v Fentham）」以降である⁷⁾。いつの時代においても共通して言えることは、就業するうえで誰もが簡単な擦り傷程度を覚悟はしていても、重篤な傷害の可能性を承知する人はいない。法外な給料が保証されているのならばまだしも、ほとんどは低賃金だからだ。傷害の主要な原因は労働環境、労働条件の悪さにあり、必要な安全対策を採らずに放置した雇用主に責任があったのであるが、その責任回避のために被災労働者の「危険の引き受け」、個人責任が援用されたのである。

野村平爾⁸⁾はイギリスの労働者災害補償制度の発展を1800年代初頭から始まる次の3期に区分した。第1期は過失責任主義と契約の自由による時代であり、この時に「危険の引き受け」が活用されて、傷害は労働者の個人責任とされ、雇用者の免責に利用された。第2期は1880年の雇主責任法による過失責任から無過失責任への過渡的時代であり、労働運動によって理不尽な過失責任主義の修正を実現した。つまり、労働条件、労働環境の改善、整備が事故傷害の根本的な解決であることが受容され始めたのである。第3期はドイツの補償制度を参照して、完全な無過失責任法理の確立した1897年以降の労働者災害補償法時代である。そして不十分ながら労働災害の原因が雇用者や労働者の過失にあるか否かを問わずに、無過失責任制として被災者に補償を与えることができるようになった。被災者の範囲も特定な職種に限定されていたが新た

な段階への進展であった。補償は国庫からの補助ではなく雇用主加入の保険によるものである。

イギリスでは1945年に「法改革（寄与過失）法 Law Reform (Contributory Negligence) Act」ができて、寄与過失の抗弁が廃止され、雇用主による労働者の「危険の引き受け」の抗弁は一切受け入れられなくなった⁹⁾。アメリカでも近年（1980年代から）全国的に「危険の引き受け」論が後退し、被災者と雇用主との比較過失が主流となっている¹⁰⁾。労働災害における以上のような発展の推移に概ね異論は無いようである¹¹⁾。こうした中で第1期以来根強く存在した「危険の冒認の原則（Assumption of risk）」（危険の引き受け）も契約自由の原則あるいはその根底に存在する個人主義的倫理観に依拠するものであり、労災補償の雇主免責の抗弁方法として習慣法上重大な役割を果たした¹²⁾。

3. チームスポーツの誕生とラフプレー

3.1 チームスポーツの誕生

イギリスの産業革命はそれに先立つマニュファクチュア期からの海外進出、科学革命を基礎に豊富な資本をもって高度な「分業と協業」を成し遂げた技術革命であった。これによって生産力は一気に上昇し、産業資源の獲得、産業製品の販売のために世界の植民地を拡大し、大英帝国を築いた。「世界の唯一の工場、その唯一の巨大な輸出入業者、その唯一の運送業者、その唯一の帝国主義者、そのほとんど唯一の海外投資国、そしてそれ故にその唯一の海軍強国、真の世界政策を持つ唯一の国」¹³⁾となった。

産業革命の「分業と協業」は工場内の生産過程ばかりでなく、それを販売するための事務労働、デスクワーク、金融、営業、保険、流通…の多様化、「分業と協業」をももたらした。こうして産業革命は個別性と協調性、組織性、スピードをもって展開する社会をももたらした。そ

して大英帝国は世界の覇者として、植民地統治、海軍、産業、市場、行政などあらゆる場面での心身強健、リーダーシップ、ブリティッシュナショナリズムに燃えた強健なキリスト教紳士 (Muscular Christianity) を必要とした。

こうした社会的要請にブルジョアジーや貴族の息子たちの通うパブリックスクールが応えた。典型的には産業革命や大英帝国での中枢を担う新興ブルジョアジーの子弟が通うラグビー校での民俗フットボールのラグビーへの刷新、貴族の子弟の多く通うイートン校でのサッカーへの刷新である。中世以降ヨーロッパ全体に普及していたこの民俗フットボールはルールも曖昧で、暴力を伴い、多くの住民を巻き込んだから、産業革命も完成に近づく19世紀の中頃の「文明化された社会」には不都合なものとして、「野蛮脱却」の社会的風潮の中で衰退しつつあった。

パブリックスクールではこれを刷新し、ラグビーとサッカーの原型に改変した¹⁴⁾。こうして組織化されたチームスポーツ (ラグビーやサッカー) が生まれた。それらのチームスポーツは産業革命の「分業と協業」が要請した身体の機敏性、強健性、組織への順応性、協調性などの育成、面白さ、興奮性の追求、そして大英帝国が要請したナショナリズム、リーダーシップ、服従性などを養成する最適な手段としてパブリックスクールやオックスブリッジを中心に普及した。さらに世界中に普及した。

ところでこれらのチームスポーツが19世紀後半から20世紀初頭までにパブリックスクールやオックスブリッジでどれくらい採用されていたのかを簡単に触れておこう。毎日のようにスポーツがあり、その偏重ぶりに生徒・学生の学力低下が全国的に心配される事態となった。またその教育改革を正当化するために、「スポーツでの人格造り」というアスレティズムというイデオロギーも創られた¹⁵⁾。また、全校生徒数500人程度のパブリックスクールに、例えば

ハーロー校ではサッカーコートが約40面、マールボロー校でも約30面を校地周辺に所有していた¹⁶⁾。これらの土地は地主からの購入と借用で賄われたが、資金は保護者、卒業生そして支持者らの寄付金で支えられた。サッカーやラグビーの面数の多さが格の高さをも示した。

3.2 チームスポーツとラフプレー

荒い、暴力的な要素を排除したとはいえ、当初のラグビーやサッカーは多分にそれらを残していた。特にラグビーはサッカーに比べてハッキング (Hacking, 脛蹴り)、トリッキング (足の引っ掛け)、パンチングなどのラフプレー、さらにスクラムやタックルなどの危険なプレーを特長とした。しかも刷新当初、ラグビーもサッカーも混然一体の所があった。1863年にサッカーはフットボール協会 (Football Association: FA) を結成しハッキングを禁止した。ラグビー関係者はそれに異論を唱え、FAには参加しなかった。サッカーが貴族主導であり、ブルジョアジーから見れば少し軟弱であり、それに合流することを避けた結果でもあった。しかし全国組織を持つサッカーの勢いに危機感を抱いて、1871年にラグビーフットボール・ユニオン (Rugby Football Union: RFU, 以降ユニオン) を結成したが、この時はハッキングを禁止した。ラグビー関係者にとっても、ハッキングの暴力性、ダメージは大きく、見過ごせなかったのである。

その後、大英帝国の下、イギリスのナショナリズムと結合し、特にラグビーはブルジョアジー (中産階級) の文化として、アマチュアリズムの下、労働者階級を排除しつつブルジョアジーを統合しながら、イギリスのナショナリズムの中心的な担い手となった。

アマチュアリズムはその理念の中に「フェアプレー」を強調し、ダーティーなプレーを禁止していたが、現実にはパンチング、キッキング

他が行われていた。そして特にラグビーの試合では沢山の怪我人が出た。報復はさらなる報復を生んだ。そうした怪我を愚痴るのは男性らしくないことだと考えられた。ブルジョアジーたちは大英帝国のリーダーシップを養成する上から、プレー中の荒々しさは強健なキリスト教紳士に不可欠と考えていた。そのため、それを養成するうえで最適なラグビーでの多少のラフプレー、暴力はむしろ「容認」していた。「ラグビーでの暴力は本当の暴力ではない」という擁護論まで現れた。こうした、ラグビーの試合内でのラフプレーは、勇気ある男子の「蛮からさ」「剛毅さ」を示すものとして温存され、20世紀の後半にも多く見かけたのである。

4. アマチュアリズムの誕生

4.1 なぜ、アマチュアリズムは誕生したのか

規定の無いままアマチュアリズムについて述べてきたが、ここで簡単に触れておきたい。最初のアマチュアルールの成文化は1866年にロンドンで行われた全英陸上競技協会 (Amateur Athletic Association) の競技大会での参加資格である。アマチュアリズムとはこうしたアマチュアルールとそれを取り巻く思想の総合的表現である。アマチュアリズムが先ず個人競技で生まれたのはそれだけ労働者階級の参加が目立った来たからであり、一方、ラグビーやサッカーなどのチームスポーツには労働者階級は未だ十分に組織化されていなかった。そして芸術、音楽他の文化では生まれず、なぜスポーツにだけ生まれたのか。

実は18世紀からアマチュアである貴族を中心に楽しまれていたクリケットにはプロ (プロフェッショナル) も存在した。プロは労働者階級というよりも封建制の召使に近く、貴族選手の数で十分であれば出番は無く、人数調整要因でもあった。日常でも試合でもご主人を「サー」と呼び、身の回りの世話を焼き、また移動の汽

車やホテルも格下を宛がわれた。競技会ではパビリオンからフィールドへの出入り口、更衣室も別であった。競技選手としての呼称もアマチュアが姓の前に名が来たのに対して、プロは姓の後に名が来るなど、一目でプロと判明できた。また、競技の中でボウラー (ピッチャー) は主にプロが担った。負担の大きかったことと、もし貴族であるアマが投げるボールを召使のプロに減多打ちにされることは上位の階級的プライドを危うくさせたからである。ともあれ、クリケットの場合近代スポーツの発祥における第1段階であり¹⁷⁾、召使や労働者階級に対して、貴族たちは未だにノーブレス・オブリッジ (Noblesse Oblige: 高位な者は下位への恩恵を道徳的義務とする思想) を持ち、多少は階級融和的な要素を持っていた。

しかし産業革命時以降の資本家階級 (ブルジョアジー) は未だ貴族の下に位置し、しかし労働者階級の上に位置する、まさに新興中産階級として上下の階級に対応しなければならなかった。労働者階級は資本主義として直接的に対峙し、搾取し敵対する階級であるから、流暢な関係は許されなくなっていた。

ところで、当時一般的だった肉体労働はスポーツに必要な筋肉トレーニングの要素を含んでいたので、世界的な貿易港を多く抱えたイギリスの港湾労働者たちは、荷役の運搬、ボートの操作も行い、炭坑夫、鉄工所の工具はもっぱら力仕事であった。さらに19世紀末に普及した郵便制度や新聞の戸別配達には徒歩やランニングで行われたから、これらの足を生業とする労働者は日常的にランニングのトレーニングを内包していた。その彼らがブルジョアの組織したボート大会や陸上競技会に参加すれば優位を占めることは必至であったし、ましてやプロになれば意図的にその種目のトレーニングを行ったから、優位は明白であった。これは1880年代に入って、イングランド北部の工業地帯における

工場主たちの組織する労働者たちのチームスポーツ（ラグビーやサッカー）への進出、やがてそのプロ化は、労働者階級の優位性を疑いなく示すものだった。

「アマチュアは楽しみのためにスポーツをする」から、練習はほとんどしなかった。そのため諸種の競技会でアマとプロと一緒に競技すれば、プロの優位性は一目瞭然であった。しかしそれは資本主義の階級構造の逆転を意味するから、ブルジョアジーとしては労働者階級の参加を是が非でも排除しなければならなかった。こうしてスポーツだけにアマチュアリズムが生まれたが、それだけ必死に排除したのは、当時の社会背景が決定している。

ホブズボームによれば、ヨーロッパが1789年のフランス革命、19世紀初頭のナポレオン軍の侵攻により各国は封建国家から近代的な国民国家へと転換しつつあり、1848年の大陸諸国での自由運動、社会主義運動の革命などを経験して民族の独立運動など「諸民族の春」を経験しつつ、資本主義化の大きなうねりの中にあった。この時代を彼は「革命の時代」¹⁸⁾と呼んだ。同じ年、マルクスとエンゲルスによる『共産党宣言』が出版され、社会主義運動は綱領を得て組織化され始めた。この時期はイギリスを始め大陸も含めて労働者の組織化が進み、「労働者階級」の概念が形成され、1820年代には「社会主義」という概念も形成された¹⁹⁾。1825年にはイギリスで世界で初めて労働組合が合法化され、1842年あたりまでは労働運動発展史の「革命的な時期」（ウェップ）と呼ばれている²⁰⁾。1800年代の初頭から中期はイギリス労働者階級の生活水準は低下し²¹⁾、労働者階級も先鋭化し始めていた。1830年代から1848年まで、労働者の選挙権実現の綱領「人民憲章」を掲げて闘ったチャーティスト運動を経験した。さらに1844年の工場法、1847年の10時間法による主に児童労働時間の制限、1850年の労働法での土曜半日制

採用など労働者階級の動向は活発化していた。また1850年前後は全国各地の工業地帯で、資本家たちの厳しい搾取に抗して労働者たちのストライキも多発していた。そして1864年にはお膝元のロンドンで第1インターナショナル（国際労働者協会）が結成され、労働運動は国際連帯を意図し始めた。そして1867年の選挙法改正法は労働者の参政権の実現であった。さらに普仏戦争で敗北し第2帝政の崩壊したフランスに、1871年3月から5月までの2ヶ月間とはいえ社会主義革命政権を実現させたパリ・コミューンは、ヨーロッパのそしてイギリスの資本家階級を震撼させたのである。

とはいえ、1848年から1875年は「資本の時代」（ホブズボーム）と言われるように、イギリスを始め西ヨーロッパ諸国の経済が大きく発展し、次の「帝国の時代」（1875～1914：ホブズボーム）を担う資本家階級が経済ばかりでなく、政治に、軍隊に、文化にとあらゆる分野に主役として実権を獲得した時期である。

彼らは貴族と労働者階級に挟まれたまさに中産階級（Middle Class）であったが、新興階級として伝統とする文化を所有していなかった。そこで多くを貴族から模倣しながらも、牽制した。そして自らの階級の文化があたかも古い伝統に基づくかのように権威づけようとしたのである²²⁾。こうしてラグビーはブルジョアジーの象徴として、さらにアマチュアリズムに包まれて労働者階級を排除する、きわめて階級性の強い文化として生まれた。

当時の産業都市の多くはその東部（East End）に貧民窟を抱えていた。産業革命期の工場からの煤煙が西風に乗って東部を汚染したからであった。エンゲルスの『イギリスにおける労働者階級の状態』（1845）はマンチェスターを中心とするスラムの病巣化、モラルの崩壊、治安の悪化を詳細に報告した。その他の都市でも大なり小なりであった。産業革命以前からの

海外貿易によって南方の地方病が伝染病としてこれらのスラムから蔓延した。チフス、コレラ、回帰熱などである。伝染病の発生は西部地区に住むブルジョアにも蔓延した。労働者階級は不潔、道徳的退廃の集団であり、こうして、人口的には圧倒的多数を占める労働者階級の動向はイギリスのブルジョアジーにとって脅威と警戒の対象であると同時に忌避の対象であった。日常的に工場では管理、搾取の対象であり、階級的に劣ると蔑視する労働者階級に、たとえスポーツ競技会といえども敗北することは許されなかった。それゆえ、アマチュアルール、アマチュアリズムをもって何としても労働者階級を排除しなければならなかった。

1860年代はブルジョアジーにとってのレジャーブームとなり、既に普及していた鉄道を利用して旅行が普及した。典型は1851年の第1回万国博覧会のロンドン開催であり、多数の観客を集めた。そしてブルジョア主催のスポーツ競技会も多数開催されるようになった。これはブルジョアジーの統合の場でもあった。しかしそこに労働者階級が参加することは「平和な」ブルジョアジーの集まりに招かれざる客が参入し、競技会を「台無し」にしてしまうことになったのである。

4.2 アマチュアリズムの内容

ところで、1866年のアマチュア規定は大きく3つの要素を含んだ。第1はアマチュアとは貴族、政府や軍隊の高官、弁護士、資本家、オックスブリッジの学生・卒業生、パブリックスクールの卒業生などであり、労働者や職工あるいはスポーツやその指導を生業とする者はアマチュアではないと階級や職業を明記して排除した「階級的規定」である。第2は競技会で賞金・賞品を得てはいけない、競技会に参加するために休んだ仕事の休業補償 (Broken-time Payment) を得てはいけない、そしてスポーツ

参加において他者からの援助を得てはいけないなどの「経済的規定」である。そして第3は「アマチュアはジェントルマンである」「フェアプレーを尊重する」等の曖昧な「倫理的規定」である²³⁾。しかし19世紀末の労働運動の高揚の中で「階級的規定」は刺激が強すぎるからと削除されたが、「経済的規定」によって労働者階級排除は実質的に効果を持った。

こうしてアマチュアリズムは人口の大半を占める労働者階級をスポーツから排除することによって、資本主義社会において資本家自らがスポーツの大衆化、市場化を阻止した。これは資本主義社会における根本的な矛盾であり、その後の「アマチュアリズムに包まれたスポーツ」は国内に世界に普及するが、アマチュアリズムはその崩壊の歴史でもある。このようにイギリスにおけるスポーツの普及はアマチュアリズムの誕生と結合しており、イギリススポーツの歴史は特に資本主義の階級的性質を特長とする²⁴⁾。さて、そのアマチュアリズムは次のような影響をもった。

4.3 労働者階級排除・ブルジョアジー統合

既述のように労働者階級を排除することはアマチュアリズムの主要な狙いであった。それと同時に、当時の大英帝国においてそのリーダーとして活動するブルジョアジー自体の階級的統合も必須であった。世界の工場、貿易国、植民地統治、海軍への参加などなど、ブルジョアジーもまた、相互の企業間でも激しい競争の社会であり、放っておけば資本家同士の競争も激化し、対立する可能性がある。したがって労働者階級を共通の敵として措定することによってブルジョアジー自身の階級としての統合も目指したのである。こうしてアマチュアリズムによって労働者階級を排除し、「アマチュアリズムに包まれたスポーツ」に参加することはブルジョアジーとしてのステータスシンボルであり、

彼らの階級的統合策であった。

4.4 囲い込み

当時のラグビーの試合ではハッキング、トリッキングやパンチングなど試合中のラフプレーは一般的であり、傷害が絶えなかった。ユニオンはブルジョアジーの象徴であり、大英帝国を担うジェントルマンを育成するに最もふさわしい種目と自負し、ラグビーに参加することは男性性 (Manliness) の象徴であった。もちろんそこでの怪我は必至のことであり、勇敢の印、名誉であり、逆に参加を回避することは臆病のレッテルであった。

こうして、怪我も想定内、覚悟の上での事であり、「危険の受け入れ」の前提のもとに参加した。そしてもし重篤な怪我をすればそれは「運が悪かった」のである。あるいは試合中「怖気付いた」から怪我をしたと言われたいための言い逃れを述べなければならなかった。そして傷害の治療は自己責任で対処することであった。もちろんここにはアマチュアリズムの援助禁止の原則が働いている。これらはまさにアマチュアリズムにおけるブルジョア個人主義の表れである。また、「スポーツ内のことはスポーツ内で対処する。」「スポーツに法律は介入するな」等のブルジョアスポーツ自治を唱え、スポーツを社会から「囲い込ん」だ。当然、「危険の受け入れ」「囲い込み」を前提とした参加であったから、たとえ受傷したとしても裁判に訴えることなどはあり得なかった。そんなことをすればブルジョアジーの世界からはじき出され、またたとえ裁判所に提訴したとしても、当時の裁判所自体もそうした訴えは受け入れず、棄却しただろう。

4.5 アマチュアリズムと「危険の引き受け」

以上のように、アマチュアとして怪我とラフプレーの多いスポーツに参加すること、さらに

重篤な怪我の可能性は事前に了解済みであり、それが分かっている参加することは勇気の印であった。怪我の可能性を理由に参加を回避することは許されなかった。従ってここに「危険の引き受け」が事実上成立している。しかしスポーツ事故における裁判は提起されなかった (できなかった) から、スポーツ裁判としての「危険の引き受け」は顕在化していない。労働における「危険の引き受け」は資本家が労働者の怪我に対して用いた責任逃れの法理であったが、「アマチュアリズムに包まれたスポーツ」では「危険の引き受け」は明らかにブルジョア個人主義として引き継がれ、ブルジョア内での暗黙の合意として内面化されたものである。

5. スポーツ傷害保険

アマチュアは「スポーツは楽しみのために行なうものであり、金 (給与) を稼ぐためのものではない」として、トレーニングはしなかった。一方、労働者であるプロ選手はより高度な技術を求めて科学的な諸方法を導入し始めていたから、競技力も一層向上した。プロにとって傷害は命取りになることから、怪我の予防に対してはより敏感であった。そして球団にとっても高額支給のスター選手の怪我は集客力に影響するため、科学的なトレーニング、選手の生活、安全の指導、管理は球団としても必須な業務となりつつあった。

より厳しい、激しい、スピードある高度な技術を競い合うので、その分怪我也も増えたのである。そのためイングランド北部のラグビークラブでは選手の怪我に対して傷害保険に入っていた。当時の労働災害における傷害保険は一般化していたし、すでに1880年の雇主責任法による過失責任から無過失責任への過渡的時代であった。従ってイングランド北部の労働者階級の選手の多いクラブでは、労働災害における保険制度を採用し易かった。とはいえ、この段階でプ

ロ選手たちは未だ完全な労働者規定はされていなかったが。

この頃、選手の交通費や宿泊費はアマチュア選手も受容するようになっていた。しかし休業補償を受け取るのは労働者選手だけであった。プロ選手にとって傷害による休業補償と治療費の受領は重要な問題であったからである。その一方でアマチュアリズムに固執するユニオンは、保険金は休業補償の隠れ蓑だと批判し、チーム内のアマチュア選手はこの保険金の授受を男らしくない (Unmanly) と拒否した²⁵⁾。イングランド北部のクラブはアマチュアとプロが混在していたから、クラブ内でも矛盾が生じていた。

このことから、イングランド南部を中心とするユニオンのクラブ、中産階級を中心とするアマチュアクラブではスポーツ傷害保険には入っていなかったのではないかと推測できる。とはいえ、1895年にイングランド北部のランカシャーやヨークシャーのラグビークラブが休業補償を認めて (その他の給与は認めなかった) ユニオンから独立して北部ラグビーユニオン (Northern Rugby Football Union: 後のラグビー・リーグ, 以下リーグ) を結成し、事実上のプロ化をしたが、1日6シリングの支払いを認めた²⁶⁾。1880年には北部の多くのクラブが選手のための傷害保険政策を持っていた。雇用者責任保険である。1882年には年に10シリングと5シリングの保険金である²⁷⁾。1883年にはソールフォードチームがホームゲーム収入の15%を選手の保険資金に充てた。1886年にはヨークが受傷した選手に10シリング/日を支払うことを決定した。保険給付を受け取ることが、プロフェッショナルリズムの行為かどうかの暫しの議論の後、1886年のユニオン年次総会で、10シリング/日以下であれば罰則の対象としないことを決定した。これはクラブによる独自の支払いを避けるためであった。それでも不適切な支払いは続いた²⁸⁾。ともあれ、傷害保険政策はプロ

化政策の一環としてユニオンからは批判された²⁹⁾。

リーグでも試合でのラフプレーは深刻だった。ユニオンと同様、この当時ラグビーに暴力的行動は不可避なものだった。1906年には「労働者補償法 (Workmen's Compensation Act)」が制定され、プロサッカーやプロラグビー選手の傷害をも対象とするようになった³⁰⁾。とはいえ、エキサイトする競技中の小競り合いやラフプレーの応酬は日常的なことであった。当然、加害者特に意図的な加害行為への批判や恨みは沢山有り、次の試合での報復も多かった。それゆえラフプレーは一層増幅された。そして、傷害に対処する方法の選択肢は理論上は3つあった。個人責任として対処する、互助援助する、そして加害者への補償請求である。ラグビー内では荒々しい競技性の一方で協調心、チームワーク、「一人はみんなのために、みんなは一人のために (One for All, All for One)」, 「ノーサイド」を強調したが、多数ある傷害に対しては個人責任を採用した。互助や加害者への請求は行わなかった。つまり互助援助や加害者への請求は「他者からの援助」であり、アマチュアリズムの理念「アマチュアは他者からの援助を受けてはいけない」という経済的規定、個人責任に抵触したからである。ここにアマチュアリズムのブルジョア個人主義が作用したのである。スポーツに参加することはある程度の怪我を前提として承認しており (「危険の引き受け」を承認しており)、重篤な場合には「運が悪かった」のである。こうしてアマチュアリズムにおけるブルジョア個人主義は単にラグビーやサッカーに留まらずスポーツ全般に普及し、スポーツ界を席卷した。傷害で補償や訴訟などを言うことは男らしくなく、ブルジョアジーとして恥ずべきことだった。またブルジョアジーはそれらの医療費を自己負担できたのであり、生涯に残る障害を抱えても、パブリックスクールやオック

スプリッジでの被災としてステータスシンボル化もできた。当時のブルジョア階級は多少の犠牲を払っても、大英帝国をリードする勇敢な強健なキリスト教紳士、ジェントルマンの養成を求めたのであり、そうした機会に参加することは何よりも必須なことであり、名誉なことだったのである。

6. スポーツ・フォー・オールとアマチュアリズムの崩壊

6.1 戦間期のスポーツ

1899～1902年の植民地化の南アフリカ戦争（ボーア戦争）で、イギリスは苦戦の末に勝利した。その原因の一つが、国内での労働者の過酷な労働、「苦渋労働」（現在のワーキング・プアー）にあり、体力不足、健康状態が深刻で兵士補充では不適格者が続出していた³¹⁾。帝国主義が激しさを増し、今後何らかの戦闘が不可避と信じられた当時、国民国家が国民の体力、健康問題に対処しなければならない事態が一般化していった。イギリスでは学校保健や体育の授業も充実されたが、国民全体へのスポーツ振興策、たとえ国家的な援助であってもそれはアマチュアリズムの非援助規定に抵触するから、未採用だった。

しかしアマチュアリズムによってブルジョア階級に独占されてきたスポーツも、19世紀末の労働条件の改善、労働者の余暇の少しずつの獲得に伴って、労働者階級も健康・体力、面白さ、興奮を求めて徐々にスポーツに参加するようになった。しかしスポーツが普及するにはその前提として「スポーツ施設」「スポーツ指導者」「スポーツクラブ」の整備が無ければならず、国家は未だにそうした前提条件を建設しなかったから、労働者のスポーツ参加も条件の整備された労働組合の中での限定的なことであった。とはいえ、ここにアマチュアリズム崩壊の一端が露見し始めた。

さらに、第1次世界大戦はボーア戦争以降高まったナショナリズムに支えられてイギリスの貴族やブルジョアの青年の活躍が目立った。予想に反する長期戦となり、各国は総力戦を強いられた。特にドイツとフランスの国境近くの西部戦線は過酷を極めた。イギリスもこの戦争で50万人近い戦死者を出した。この戦争でイギリス軍ではラグビーボールのキックと同時に発せられた「突撃！」の合図で、兵士が勇敢に突進したことによりイギリスの勝利に導いたという英雄談が広まり、ラグビーはナショナリズムと結合して評価を高めた。これによって両者の結びつきは一層強固なものとなった。しかしその一方で、アマチュアリズムから排除された兵士、国民の体力養成策の必要性はますます国家的にも自覚され始め、アマチュアリズムは国家にとっても障害になり始めた。

戦後はベルサイユ条約（1919）によってドイツはフランスとイギリスによって法外な戦争賠償金支払いを課せられた。ドイツはそれをアメリカからの借款で賄った。フランス、イギリスもまた戦後復興をアメリカからの借款に依存した。こうしてアメリカは初めて世界の経済大国に躍り出た。ともあれ、戦間期は第1次世界大戦での疲弊を回復しつつ、不安定な帝国主義間の関係は次の世界大戦を予期させるものであり、各国ともその準備もしなければならなかった。

第1次世界大戦と第2次世界大戦間のいわゆる戦間期（1918～1938）は激動の時代であったが、国民の諸権利も大きく進展した時代であった。激動の時代というのは、帝国主義国家同士の激突である第1次世界大戦は先進国イギリス、フランス等に対する後進国ドイツ等の間の植民地争奪の争いであった。1914年から18年までの5年間にわたる長期戦で兵士補充もそれまでの志願兵制から徴兵制へ移行した国もあり、特に兵士の体力問題は喫緊の課題として各国に認識された。さらに戦地に赴く男性に代わって女性

が多く社会に進出した。イギリスでは19世紀末からの女性のパブリックスクールの開設に伴い、ブルジョア女性の社会進出に伴ってスポーツに参加していたがこの戦間期にはヨーロッパ全体で増加した³²⁾。このこと自体も大きな時代の変化であったが、そればかりでなく、主に兵器工場の女性労働者のサッカークラブも組織され、戦争支援のチャリティマッチも行われた。当時、労働者の家庭や労働組合においてさえブルジョア家父長制の女性差別や資本主義的女性差別が影響している中で、女性は男性に劣り、庇護の対象であるから、スポーツへの参加など論外であった。しかしこうした労働者階級女性のスポーツ参加、しかも男性スポーツと言われてきたサッカーへの参加、そして大きな観衆をも集める水準にまで進展したことは、ジェンダー平等の歴史から見ても大きな意義を持った。さらにそれはアマチュアリズムの根底を覆しつつあった。しかし当該の女性たちは、「おてんば」「男性化」等々の誹謗中傷に晒されたのである³³⁾。

1922年にはイギリスに替わって世界の覇権国となりつつあったアメリカの提唱で国際連盟が設立されたが、植民地争奪の動向は一層苛烈さを増していた。こうした厳しい国際情勢の中で、各国は国民の支持を得るための方策を推進しなければならなかった。1917年の社会主義国・ソ連の発足により、その対抗策としても国民への福祉政策の重要性は一層増していた。そして国民へのスポーツの普及は戦力保持、国民の体力育成ばかりでなく、国民の統合、ナショナリズムの高揚策としても重要性を増していた。それゆえ、各国政府は国民への体力増強策をアマチュアリズムを無視しつつ徐々に進め始めた。

ともあれ、戦間期の各国は国民の福祉に注意を傾注した左派勢力の進展の一方で、イタリア、ドイツ（そして東洋では日本）などの極右勢力の台頭もあり、国内政治は不安定さを増し、対

外的には次の世界大戦の可能性を孕んでいた。さらに1929年にニューヨークの株価崩壊から始まった世界的な大恐慌は、国内、国際両面での危機を激化させた激動の時代なのであった³⁴⁾。

1929年にニューヨークのウォール街に始まった株の大暴落は世界的大恐慌をもたらし、西欧諸国をも直撃した。特にドイツはアメリカからの借款で戦争賠償金を支払っていたが、それも停滞した。大不況の中、ドイツではヒトラー率いる極右のナチスと左翼のドイツ共産党が急台頭した。1933年、ナチスは共産党を武力弾圧し、政権を強奪した。1945年の敗北まで、ヨーロッパ侵略を犯した。

さて、政府のスポーツ施設建設に支えられて、労働組合のスポーツ運動も大きく進展した。世界で400万人の会員を組織するまでになった。1936年の第3回国際労働者オリンピックがバルセロナ（スペイン）で予定されたが、フランコ将軍のクーデターによるスペイン内戦の勃発によって中止になった。ブルジョア女性スポーツ運動も盛んになり、1924年のオリンピック・パリ大会には種目は限定されていたが、正式な参加を実現した。そして限定的であるが既述のような労働者階級の女性もサッカーに組織された。しかしその後ドイツナチスの弾圧によって、ヨーロッパでの先進的な諸運動は抑圧されていった。

とはいえ、戦間期にスポーツが進展したのは、労働者の余暇の獲得とスポーツを享受する余裕が出始めた事と同時に、政府や自治体が国民の健康・体力養成を国家施策として承認し、施設を建設し、指導者を養成し、クラブ育成に援助を始めたからである。これまでアマチュアリズムによってブルジョア・白人・男性によって独占されてきたスポーツにブルジョア女性も参加し、また労働者階級の男性、さらに女性も参加し始めた。アマチュアリズムによる他者からの援助の禁止を国家が公然と無視しながら、国民

の参加の道を開きつつあった。アマチュアリズムが資本主義の進展と共に内的崩壊を始めた。しかし、アマチュアリズムが完全に崩壊するのは、第2次世界大戦後の福祉国家におけるスポーツ・フォー・オール政策 (Sport for All Policy) と、プロの一層の普及に伴う市場化の結果である。

6.2 スポーツ・フォー・オールの始まり

第2次世界大戦後、東欧の多くが社会主義化をした。これに対抗することも含めて西欧諸国は福祉国家を志向し、1950年代後半になると高度経済成長を経験した。これによって、福祉の対象がこれまでの労働、住居、医療、教育などの生命、生活に直結した内容から、文化、スポーツ等の精神的、健康的な領域までも含むようになった。福祉国家発展の第2段階である。この高度経済成長はこれまでの肉体労働の多くを機械化し、その分精神労働化を促進させた。それはストレスの増加でもあった。更に労働ばかりでなく、家庭や社会生活も含めての省力化を推進した。一方で食糧の改善が進み、人類の長い栄養・体力の歴史つまり「少量摂取・大量消費」(欠乏時代)から「多量摂取・少量消費」(飽食時代)に移行した。こうした中で国民の多くが糖尿病などの生活習慣病に罹るようになった。さらに医学の進歩はこれまで見過ごしてきた疾病を早期に発見し、精密な治療を施すことが出来るようになった。それは長寿化をももたらした。医学の進歩は医療費の削減をもたらすと期待されてきたが逆に増大させ、国家の医療費対策、国民の健康促進対策は喫緊の国家的課題となった。こうして浮上したのが国民へのスポーツ普及政策であった。つまり、国民が日常生活で楽しく体力・健康維持を行えるのはスポーツ以外に無いからである。さらにスポーツへの参加は単に健康促進だけでなく、人間関係の円滑化にも役立ち、さらに地域・国民の統

合にも役立つ打ち出の小槌であった。

こうして1960年代になると国家が率先してスポーツ参加の条件である「スポーツ施設の建設」、「スポーツ指導者の養成」、「スポーツクラブの育成」に支援し始めた。国民へのスポーツ普及にとってこの3点は必須の政策であり、それらの条件の整備は国家の義務として規定した。それは国民のスポーツをする権利「スポーツ権」の保障である。こうして権利と義務が結合した「スポーツ・フォー・オール政策」の誕生である。その当時の西ドイツ(ドイツ連邦共和国)に先導された主に西ヨーロッパ諸国、そして北欧諸国に広く受容され普及した。その後は欧州評議会(Council of Europe: CE)や欧州連合(European Union: EU)が積極的に引き継いだ。

西欧諸国が1950年代末から実質的なスポーツ・フォー・オールを採用していたが、近代スポーツの発祥国イギリスはアマチュアリズムの発祥国でもあり、アマチュアリズムに制約されて採用は約10年遅れた³⁵⁾。1950年代後半のイギリスは若者問題が深刻化していた。そして一方、アマチュアリズムによって労働者階級、国民一般のスポーツ参加が遅れていたこともあり、イギリススポーツの国際競争力が大きく低下していた。そしてこれはイギリスナショナリズムの低下と結びつけられ、イギリス青年の活気とイギリスナショナリズムの高揚のために、1960年にはウォルフendenレポート『スポーツと地域社会』が出され、アマチュアリズムを否定して大陸諸国のように国家が積極的に国民のスポーツ振興を行うべきだと進言した³⁶⁾。このように、先進資本主義国は福祉国家として「スポーツ・フォー・オール」政策の採用は不可避な歴史的段階であった。スポーツ・フォー・オール政策はCEを通じて資本主義の発展する西欧・北欧諸国に普及した。CEは1966年に「スポーツ・フォー・オール」を加盟諸国に提唱し、1960年代から70年代前半の経験を集約して

1975/6年には「ヨーロッパみんなのスポーツ憲章 (European Sport for All Charter)」を発表した。これは全8条から構成されるが、第1条では「スポーツは全ての人の権利である」と謳い、第2条以下では施設整備などを国(含自治体)の公共責任で行うことを提起した。これは全国民を対象とする、人類の歴史的到達点である。この憲章の趣旨は1978年には国連教育科学文化機関(UNESCO)の「体育・スポーツ国際憲章(International Charter for Physical Education and Sport)」に引き継がれた。こうして、国民のスポーツへの権利「スポーツ権」とそれを国が支える「スポーツ・フォー・オール政策」は世界基準となった。

6.3 スポーツをめぐる公共性と個人性

アマチュアリズムにおけるブルジョア個人主義によってスポーツへの参加は個人的事項とされてきた。また近年の新自由主義思想により公共政策が崩壊させられている状況の下で、スポーツの個人性が強調されている。しかし、原始共同体において狩猟や戦闘のトレーニング化、プレイ化によるスポーツの誕生とその享受は社会の「公共的」営みであった。古代ギリシャのオリンピックを含む年間100回近いスポーツ競技会も参加者は貴族に独占されたが、国家の公共的営みであった。近代スポーツはアマチュアリズムによってブルジョア個人主義に覆われたが、これはスポーツ本来の公共性に反した³⁷⁾。

それを覆す契機は戦間期であり、第2次世界大戦後の福祉国家における1960年代以降のスポーツ・フォー・オール政策がスポーツの個人主義に歯止めを掛け、スポーツ本来の公共性を復活させた。国民のスポーツ権を支えるために国家の義務としてスポーツの諸条件を提供したのである。スポーツに参加するかどうかは個人の自由(自由権)であり、国家といえどもその自由を抑制することはできないが、その自由権

が実現されるには、つまり国民一般がスポーツに参加するためには国家がその条件整備を行うことを義務とした。スポーツに参加するには余暇(可処分所得、可処分時間)が国民に保障されなければならない。これは基本的に国家の労働政策と富の分配政策(福祉政策)である。そしてスポーツに参加するうえで広義の福祉、教育、文化政策であるスポーツ施設・設備、指導者養成、クラブ育成への支援が必須である。特にチームスポーツ、例えばサッカー、ラグビー、野球などは広い土地と付随施設を必要とする。またバレーボール、バスケットボールなどは広大な体育館を必要とする。それらの建設は個人では賄えないから公共(国や自治体)が準備して、国民、地域住民に無料あるいは安価で貸与する必要がある。またスポーツ指導者の養成も大学やスポーツ組織が連携しつつ総合的に国家的に必要になり、恒常的にスポーツに参加しようと思えば地域でのスポーツクラブの育成、補助も不可避である。スポーツ・フォー・オール政策によるこれらの公共的施策によって、国民のスポーツ参加が促進される。西欧・北欧のスポーツ・フォー・オール政策はすべてこのように推進された。表現を代えれば、そうした国家的支援が無ければ、国民のスポーツ参加は促進されない、スポーツは普及しないのである。

スポーツの参加は確かに個人の自由であり(自由権)、何人もその権利を抑圧することはできないが、その自由権も公共(国)の支持、条件整備の義務(社会権)が無ければ実現しえないものである。スポーツ・フォー・オール政策における社会権は個人の参加の自由である自由権を内包している。しかし、スポーツ界では古典的なブルジョア個人主義に依拠した個人主義が未だに幅を利かせ、社会権を排除している。これは近年の新自由主義による市場化でさらに強調されている。しかしそれによる近年の結果は公共のスポーツ政策の貧困化だけではなく、

国民の貧困化による消費能力の低下によって民間営利施設も破産、減少しており、日本を始めとして新自由主義を強く採用している政府の下では、公共スポーツ施設は元より民間営利施設さえ減少しており、スポーツ施策全体の弱体化を産んでいる。スポーツ施設の減少は国民のスポーツ文化の衰退を象徴的に示すものである。

7. アマチュアリズムの崩壊と「危険の引き受け」の崩壊

7.1 アマチュアリズムの崩壊

アマチュアリズムは「資本主義社会で資本家がスポーツの大衆化、市場化、商業化を押し止めた」ことにより根本的な矛盾を抱えたことは先述した。ここではその矛盾の崩壊を推進した要因、資本主義の発展に伴う要因として3点掲げておきたい。第1はプロ化である。「見るスポーツ」の商業化はイギリスの19世紀末の都市におけるエンターテインメントの興隆に軌を一にしている。プロはいかなる分野でも高度性を期待される。スポーツでは選手は多くの練習時間を要し、科学的なトレーニング、生活管理を必要とする。そしてスターを生み、観客に喜び、感動、勇気を与え、さらに地域や国民の統合へと連なった。その分、アマチュアスポーツは「見るスポーツ」としては魅力を減少させた。第2は、そのプロを報道し、販路を拡大したマスコミである。19世紀末の義務教育の普及に伴う識字率の上昇と新聞・雑誌などの活字媒体の普及、そして20世紀初頭のラジオの発明と普及、そして決定的なのは1960年代以降に大きく普及したテレビである。特にテレビの発展はスポーツの普及との2人3脚であると指摘される。多角的な角度からの撮影、スローモーション、直後の映像再生、選手のプレー、表情のクローズアップ等々はスポーツ番組の中で開発された技術である。これらは「見るスポーツ」の魅力を一層高めた。競技場での生の観戦は、独自の興

奮性を持つが、テレビは競技場では感得できない技法でスポーツの魅力、迫力を伝達する。そして第3の決定的な要因は1960年代以降のスポーツ・フォー・オール政策である。国民全般へのスポーツ普及を国が率先して推進し、国が真正面からアマチュアリズムを否定した。それによりアマチュアリズムの「排除・統合」、ブルジョア個人主義、「囲い込み」、ブルジョアスポーツ自治も根本的に破綻した。こうした動向の中で、イギリスではアマチュアリズムに固執していたラグビー・ユニオンは、政府やスポーツカウンシル (Sports Council: スポーツ行政の推進機関) からその姿勢 (アマチュアリズムの固執=労働者階級への蔑視、差別) を改めるよう1970年代中頃に圧力を受けていた³⁸⁾。大きな改善を示さなかったユニオンに対して、スポーツカウンシルはついに1986年に「スポーツ・フォー・オール政策」を支持しない組織には補助を行わないと警告した³⁹⁾。こうしてアマチュアリズムは国の側からも障害となったのである。

7.2 「危険の引き受け」の崩壊

既述のように「危険の引き受け」とは1800年頃産業革命時の労働者の災害補償裁判において企業主 (資本家、ブルジョアジー) から適用された、企業主の責任回避の法理であった。「危険を分かっている仕事を引き受けたのだから、傷害の責任は労働者個人にある」という個人主義である。自らの安全対策を放置した上でのこの論理は、労働運動の高まり、労働者の権利の拡大と共に、やがて雇用者責任加入の傷害保険の導入、無過失責任の補償へ発展した。その一方で企業主への労働条件整備義務を強調するようになった。

スポーツにおける傷害と補償の在り方は、プロの世界では労働運動の影響を受け、選手たちは労働者としての保険の適用をいち早く受けて

いた。しかしプロ以外の、ブルジョアジーであるアマチュアのスポーツにおける「危険の引き受け」は、アマチュアリズムによってスポーツを独占したブルジョアジーの内部での問題として機能した。アマチュアリズムはブルジョア個人主義であるから、それはスポーツ参加で他者の援助を受けてはならないという事に止まらず、スポーツ内での傷害も「運が悪かった」のであり、それに対しての補償も他者からの援助となるためにそれも個人責任で対処した。傷害保険もプロ化として忌避した。スポーツでの傷害はブルジョアジーとしての勇気の証しであり、名誉の象徴であった。また、「スポーツ内のことはスポーツ内で処理する」というブルジョアスポーツ自治によってスポーツを「囲い込み」、スポーツ傷害の加害者に対する裁判への提訴はブルジョア階級への裏切りであり、他者への何等かの依存はその階級からの排斥を意味した。

こうして「アマチュアリズムに包まれたスポーツ」しかもその荒々しさを信条とするスポーツに参加することは、「危険の引き受け」を理念上の大前提としてナショナリズムと結合してイデオロギー化され、内面化されたのである。裁判が提訴されなかったから「危険の引き受け」は表現化されなかったが、「アマチュアリズムに包まれたスポーツ」、ブルジョアジーのイデオロギーの中では隠れた合意であった。しかし、こうした隠れた「危険の引き受け」も、プロスポーツ観戦に伴う傷害と裁判により表面化することになった。当初の観戦はもっぱら観戦者の「危険の引き受け」が勝っていた。

プロ以外の競技者の参加、スポーツ・フォー・オール政策によって一般大衆（労働者階級）が多数参加すると、もちろん傷害も増加した。そして彼らはその傷害の治療、障害者となった場合の生活保障を自前で維持する能力に欠けるから、1970年代中頃から傷害保険が普及した⁴⁰⁾。しかし障害者福祉が十分でなければ、

その保険で将来の生活を賄うことはできず、裁判で勝利し、補償金を獲得して将来の生活費の工面を迫られることになった。こうしてこれまでアマチュアリズムの影響でスポーツ内の傷害の補償は泣き寝入りが一般化してきたが、スポーツ・フォー・オールによる国民一般、労働者階級がスポーツに参加し始めると、ブルジョアスポーツ自治、ブルジョア個人主義は影響力を失い始め、1985年からはスポーツ裁判も増加した。スポーツ裁判が遅れたのは、ユニオンに対するスポーツカウンシルの批判からも分かるように、ブルジョアジーのアマチュアリズムが社会に沈殿しており、国民一般、労働者階級でもその影響下にあったからであると思われる。

7.3 寄与過失、比較過失

相手のダメージを競う「スポーツ」（ボクシング、キックボクシング、K1）や自然の危険性を享受する極限スポーツ（Extreme Sports）等では「危険の受け入れ」は前提として成立するし、参加者も主催者もルール内での傷害は承認されている。ルール違反行為でない限り、加害とはならない。しかし例えばボクシングでの脳震盪で、直後の適切な治療を主催団体が怠れば、そちらが訴訟の対象になる場合がある。傷害保険は存在しないか、存在しても掛金は高く、還元金は少ない。これは危険度の高さと同時に、加入者数が少ないためである。こうした例外は別として、従来行われてきたチームスポーツや格闘技等では、参加者たちは軽い切り傷、擦り傷などは想定していても、重篤な傷害の「危険の受け入れ」はしていない。しかし裁判は加害＝被害の関係を明快にすることを求めるから、責任の追求は残る。近年の判決では被災者自身の不注意やルール違反も含めての「過失相殺」「寄与過失」などが主張されている。この場合、被災者の「危険の受け入れ」よりも、被災者自身にも多少の瑕疵、責任があるのではないかと

いう「寄与過失」(Contributory Negligence)」が問われるようになってきている。この場合判決では例えば40%とか50%の寄与過失として、賠償金もその割合で決定される傾向にある。過失相殺、比較過失の考え方が近年の傾向である。これは「危険の受け入れ」とは論理を異にする。

8. 今後の課題：ニュージーランドとスウェーデンの提起

両国がスポーツ権保障、スポーツ・フォー・オール政策の範疇としてスポーツ傷害補償までを意図的に視野に入れているかどうかは不明だが、ニュージーランドとスウェーデンの場合、福祉の一環として障害者福祉も充実している⁴¹⁾。したがって、この両国ではスポーツ傷害の被災=加害を巡る裁判が存在しない。それゆえ、「危険の引き受け」の論理も存在しない。この両国の傷害補償額は日本やイギリスに比べて決して多いとは言えない。しかし治療費ばかりでなく障害者となった場合の障害者福祉の手厚さによって、その後の生活上の不安は大きく軽減される。

この両国共に、福祉国家を採用している。「福祉国家や無過失責任論は人口の少ない国では可能だが、イギリス(6,000万人)や日本(13,000万人)あるいはそれよりも大きな人口規模では実現が不可能だろう」とする意見が、私の周辺でもイギリスでのインタビューでも散見された。しかし、この主張は現状を追認しただけで、何ら科学的根拠に欠ける。現にイギリスでは第2次世界大戦直後に福祉国家を採用し、2000年代初頭の労働党ブレア政権も一部福祉国家を復活させた。問題は労働者の労働条件をどう保障し、国家の富を国民にいかにか分配するかという福祉政策を採用するかどうかである。そしてそれは現在、世界の全ての国で問われている課題なのである。特に新自由主義に侵食された国々では富の大半を独占する少数の富豪と大多

数の貧困な国民との貧富の格差拡大は深刻化をしており、喫緊の課題である。国家のスポーツ政策はその一環である。

国民へのスポーツ普及、国民のスポーツ権の保障、スポーツ・フォー・オール政策も広義の福祉政策として⁴²⁾、今後単にスポーツに参加するうえでの条件整備保障だけではなく、傷害補償をもその権利保障の範疇に含めて考察すべきだろう。

本研究は科学研究費補助金「スポーツ事故における傷害補償制度の国際比較研究」(研究代表者：同志社大学・川井圭司教授。「18H03161 基盤研究(B)補助金」。2018年度から4年計画)の成果の一部である。

注

- 1) 田中英夫編集『BASIC 英米法辞典』東京大学出版会、第14刷、2015年、p. 15
- 2) 諏訪伸夫「スポーツ事故における危険引き受けの法理に関する考察」『日本スポーツ法学会年報』第5号、1998年、p. 32
- 3) Craig Moore, *Sports Law and Litigation*, LCT Professional Publishing, Second Edition, 2000, p. 84
- 4) Craig Moore, *ibid.*, p. 77. Mark James, *Sports Law*, Macmillan Law Masters, Third Edition, 2019, p. 78. なお、この点については2020年1月13日、マンチェスターメトロポリタン大学(Manchester Metropolitan University)におけるマーク・ジェームズ教授へのインタビューで再確認した。
- 5) 千葉地判、平成7(1995)12.13。「スポーツ事故研究会」(川井教授他主催)における相川大輔弁護士の報告と氏からのEメール(2020.8.31)による。
- 6) 向田正巳「過失相殺における不注意について：危険引き受けなど被害者の心理的可責性と義務違反」『一橋研究』Vol. 24, No. 1, 1999年、p. 46
- 7) 野村好弘「被害者の危険引受け」『別冊ジュリスト 英米判例百選 II』No. 60, 1978年8月
- 8) 野村平爾「英国に於ける労働者災害補償制度の歴史的考察」『早稲田法学』別冊、第11巻、早稲田法学会、1931年
- 9) 諏訪伸夫「スポーツ事故における危険引き受けの法理に関する考察」『日本スポーツ法学会年報』第5号、1998年、p. 33
- 10) 同前、p. 39
- 11) 岩村正彦『労災補償と損害賠償—イギリス法・フランス法との比較法的考察—』東大出版会、1984年、p. 5。有泉 亨(「労働災害における使用者責任法理の変遷—イギリスの場合—」『損害賠

- 償責任の研究 中, 我妻先生還暦記念] 有斐閣, 1958年
- 12) 野村平爾8), の p. 23. 尚, 野村はその事例としてフットボール競技を挙げ, 「参加する者は, 競技規則内の行為に因って怪我をした等の場合に於いて, 損害の賠償を請求し得ない等は明らかな例である」としている (p. 20).
- 13) E. J. ホブズボーム (浜林他訳) 『産業と帝国』 未来社, 1984年, p. 13
- 14) 内海和雄「資本主義はなぜ, 集団スポーツを産んだのか (1/2)」『広島経済大学 研究論集』第42巻第2号, 2019年11月, pp. 1-16. 内海和雄「資本主義はなぜ, 集団スポーツを産んだのか (2/2)」『広島経済大学 研究論集』第42巻第3号, 2020年3月, pp. 1-17
- 15) J. A. Mangan, *Athleticism in the Victorian and Edwardian Public Schools: The emergence and consolidation of an educational ideology*, Cambridge University Press, 1981, p. 18
- 16) J. A. Mangan, *ibid.*, p. 71, 99, 103
- 17) 内海14) と同じ
- 18) E. J. Hobsbawm, *The Age of Revolution: Europe 1789-1848*, Weidenfeld and Nicolson, 1962
- 19) *ibid.*, pp. 209-210
- 20) 浜林正夫『イギリス労働運動史』学習の友社, 2009年, pp. 72-73
- 21) E. J. ホブズボーム (鈴木他訳) 『イギリス労働史研究』ミネルヴァ書房, 1968年, 「五 プリテンの生活水準」, pp. 56-95, E. J. ホブズボーム『産業と帝国』未来社, 1984年, 「第八章 生活水準 1850年-1914年」, pp. 186-208
- 22) E. ホブズボーム他, 『創られた伝統』紀伊国屋書店, 1992年
- 23) 内海和雄『アマチュアリズム論』創文企画, 2007年
- 24) Mathew Taylor, *The Association Game — A History of British Football*, Routledge, 2008, 2013, p. 8
- 25) Tony Collins, *Rugby's Great Split: Class, Culture and the Origins of Rugby League Football*, Frank Cass, 1998, pp. 126-127
- 26) Tony Collins, *A Social History of English Rugby Union*, Routledge, 2009, p. 29) しかし以上の点は現時点 (2021.4.29) ではこれ以上は確認できない。
- 27) Tony Collins, 25), p. 126
- 28) *Ibid.*, p. 127
- 29) Tony Collins, 25), p. 182
- 30) Tony Collins, *1895 & all that.. —Inside Rugby League's History—*, Scratching Shed Publishing Ltd., p. 73. 尚, この経過に対して「1910年にエセクス・サフォーク保険会社がプレーヤーの保険の継続を拒絶を拒否したという事実からも伺い知ることができる。」(エリック・ダニング, ケネス・シャド, 『ラグビーとイギリス人—ラグビーフットボール発達の社会学的研究』ベースボール・マガジン社, 1983年, p. 266) としてリーグでの暴力性を強調したが, それは事実と反するとトニー・コリンズは批判した。また, ダニングらが同書の中で1890~1893年にかけてヨークシャーでのラグビーの死者が71人となり, 366人が足, 腕やろっ骨の骨折, その他の傷害を負ったと記述し, 北部の暴力性を強調したが, コリンズはその記述には実証性が無いことを批判した。(Tony Collins, *ibid.*, p. 68)。因みに保険会社が撤退したことは事実だが, その理由はダニングらの言うように暴力が厳しかったからではなく, 労働者補償法が出来て, 保険への加入が激減したからであった。とはいえ, 労働者補償法だけでは傷害補償は十分でなく, リーグは南部リーグ, スコットランドフットボール・リーグと一緒に1907年に「フットボール相互保険連盟 (Football Mutual Insurance Federation)」を結成し, 選手の傷害補償に対応した。ともあれ, ダニングらは北部ラグビーに対して歴史的事実に基づかず, その根底に「ユニオンはリーグより優れていなければならない」とする思考を有しているとコリンズは指摘している。(Tony Collins, *ibid.*, p. 77)
- 31) 浜林正夫『イギリス労働運動史』学習の友社, 2009年, p. 163
- 32) 内海和雄「女性スポーツの誕生」『広島経済大学 研究論集』第40巻第4号, 2018年3月, pp. 1-21. 内海和雄「オリンピックと女性スポーツ」『広島経済大学 研究論集』第41巻第2号, 2018年9月, pp. 1-16
- 33) Jean Williams, *A Game for Rough Girls?: A history of women's football in Britain*, Routledge, 2003, especially Part I.
- 34) E. Hobsbawm, *The Age of Extremes: The Short Twentieth Century 1914-1991*, ABACUS, 1994, pp. 109-141, Chapter Four (The Fall of Liberalism)
- 35) 内海和雄『イギリスのスポーツ・フォー・オール—福祉国家のスポーツ政策—』不味堂出版, 2003年
- 36) 内海, 同前, pp. 74-83
- 37) 内海和雄『スポーツと人権・福祉』創文企画, 2015年
- 38) Tony Collins, *Sport in Capitalist Society — A Short History*, Routledge, 2013, p. 119
- 39) Tony Collins, *Ibid.*, p. 120
- 40) 内海和雄「スポーツ事故における傷害補償制度の国際比較研究—イギリスを対象に—」『広島経済大学 研究論集』第43巻第3号, 2021年3月, p. 8
- 41) 内海和雄, 川井圭司, 中村周平「ニュージーランドのスポーツ傷害補償制度」『広島経済大学 研究論集』第43巻第2号, 2020年11月, pp. 9-27. 内海和雄「スポーツ事故における傷害補償制度の国際比較研究 (3/4)—スウェーデンを対象に—」『広島経済大学 研究論集』第44巻第1号, 2021年7月, pp. 1-13.
- 42) 内海和雄37) と同じ。